

昭和四十一年文部省・厚生省令第三号

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則

基づき、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則を次のように定める。

(この省令の趣旨)

第一条 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)第十四条及び附則第六項の規定に基づき、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則を次のように定める。

2 前項の学校とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。

(理学療法士に係る学校又は養成施設の指定基準)

第二条 法第二百二十九条第一号の学校又は養成施設に係る令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法第九十条第一項に規定する者(法第二百二十九条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む)、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を卒業した者又は附則第三項各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、三年以上であること。

三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

四 別表第一に掲げる教育内容を教授するのに適當な数の教員を有し、かつ、そのうち六人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに三をえた数)以上は理学療法士である専任教員であること。ただし、理学療法士である専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては四人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに一をえた数)、その翌年度にあつては五人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに二をえた数)とすることができる。

五 前項第五号から第十二号までに該当するものであること。

六 同時に授業を行う学級の数を下らない数の普通教室を有すること。

七 適当な広さの実習室を有すること。

八 実習施設における臨床実習について適當な実習指導者の指導が行われること。

九 教育上必要な機械器具、標本、模型、図書及びその他の設備を有すること。

十 一 実習を行ふのに適當な病院、診療所その他の施設を実習施設として利用し得ること。

十一 二 管理及び維持経営の方法が確実であること。

十二 法第二百二十九条第一号の学校又は養成施設に係る令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 作業療法士その他法第二条第一号の政令で定める者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、二年以上であること。

三 教育の内容は、別表第一の二に定めるもの以上であること。

四 別表第一の二に掲げる教育内容を教授するのに適當な数の教員を有し、かつ、そのうち五人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに二をえた数)以上は理学療法士である専任教員であること。ただし、理学療法士である専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては四人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに一をえた数)とすることができる。

五 前項第五号から第十二号までに該当するものであること。

六 同時に授業を行う学級の数を下らない数の普通教室を有すること。

七 適当な広さの実習室を有すること。

八 実習施設における臨床実習について適當な実習指導者の指導が行われること。

九 教育上必要な機械器具、標本、模型、図書及びその他の設備を有すること。

十 一 実習を行ふのに適當な病院、診療所その他の施設を実習施設として利用し得ること。

十二 法第二百二十九条第一号の学校又は養成施設に係る令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

十三 二 指定に関する報告事項

一 令第九条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項(国に設置する養成施設にあつては、第一号に掲げる事項を除く。)とする。

二 設置者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称)

二 名称

三 位置	四 指定をした年月日及び設置年月日（設置されていない場合にあつては、設置予定年月日）
五 学則（課程、修業年限及び入所定員に関する事項に限る。）	六 長の氏名 （指定の申請書の記載事項等）
二 名称	一 設置者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称）
三 位置	二 設置者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称）
四 設置年月日	三 位置
五 学則	四 位置
六 長の氏名及び履歴	五 位置
七 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別	六 位置
八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図	七 位置
九 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録	八 位置
十 実習施設の名称、位置及び開設者の氏名（法人にあつては、名称）、当該施設における実習用設備の概要並びに実習指導者の氏名及び履歴	九 位置
十一 実習施設における最近一年間の理学療法又は作業療法を受けた患者延数（施設別に記載すること。）	十 位置
十二 収支予算及び向こう二年間の財政計画	十一 位置
（変更の承認又は届出を要する事項）	十二 位置
1 令第十六条の規定により読み替えて適用する令第十条の書面には、前項第二号から第十一号までに掲げる事項を記載しなければならない。	十三 位置
2 第一条の申請書又は前項の書面には、実習施設における実習を承諾する旨の当該施設の開設者の承諾書を添えなければならない。	十四 位置
（変更の承認又は届出を要する事項）	十五 位置
第五条 令第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前条第一項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項に限る。）若しくは同項第八号に掲げる事項又は実習施設とする。	十六 位置
2 令第十二条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項を除く。次項において同じ。）、同条第一項第七号に掲げる事項又は同項第十号に掲げる事項（実習指導者に関する事項に限る。次項において同じ。）とする。	十七 位置
3 令第十六条の規定により読み替えて適用する令第十二条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項、同項第五号に掲げる事項又は同項第十号に掲げる事項とする。	十八 位置
（報告をする事項）	十九 位置
第六条 令第十二条第一項（令第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。	二十 位置
期間	二十 位置

二 当該学年度の学年別学生数
二 前学年度における教育実施状況の概要
三 前学年度の卒業者数
（指定の取消しに関する報告事項）
2 令第十二条第二項（令第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前項第二号に掲げる事項とする。
3 令第十二条第二項（令第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前項第二号に掲げる事項とする。
（指定の取消しに関する報告事項）
第六条の二 令第十四条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する養成施設にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。
一 設置者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称）
二 設置者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称）
三 位置
四 指定を取り消した年月日
五 指定を取り消した理由
（指定取消しの申請書等の記載事項）
第七条 令第十五条の申請書又は令第十六条の規定により読み替えて適用する令第十五条の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 指定の取消しを受けようとする理由
二 指定の取消しを受けようとする予定期日
三 在学中の学生があるときは、その措置
附 則 抄
（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。 (中等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。)
2 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校初等科修了を入学資格とする修業年限四年の旧中等学校令による高等女学校の高等科又は専攻科の第一学年を修了した者
3 法附則第六項の中等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりとする。
一 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校初等科修了を入学資格とする修業年限四年の旧中等学校令による高等女学校の高等科又は専攻科の第一学年を修了した者
二 国民学校初等科修了を入学資格とする修業年限四年の旧中等学校令による実業学校卒業を入学資格とする同令による実業学校専攻科の第一学年を修了した者
三 旧師範教育令（昭和十八年勅令第百九号）による師範学校予科の第三学年を修了した者
四 旧師範教育令による附属中学校及び附属高等女学校を卒業した者
五 旧師範教育令（明治二十年勅令第三百四十六号）による師範学校本科第一部の第三学年を修了した者
六 内地以外の地域における学校の生徒、児童、卒業者等の他の学校へ入学及び転学に関する規程（昭和十八年文部省令第六十三号）第一条及び第五条の規定により中等学校を卒業した者は前各号に掲げる者と同一の取扱いを受ける者
七 旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）による青年学校本科（修業年限二年のものを除く。）を卒業した者
八 旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）による試験検定に合格した者及び同規程により文部大臣において専門学校入学に関し中学校又は高等女学校卒業者と同等以上の学力を有するものと指定した者
九 旧実業学校卒業程度検定規程（大正十四年文部省令第三十号）による検定に合格した者
十 旧高等試験令（昭和四年勅令第十五号）第七条の規定により文部大臣が中学校卒業程度において行なう試験に合格した者
十一 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第一条第一項の表の第二号、第三号、第六号及び第九号の上欄に掲げる教員免許状を有する者及び同法第二条第一項の表の第

定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

二　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設若しくは看護師等の養成施設において既に履修した科目については、免除することができる。

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習二十一

三 の養成施設において既に履修した科目については免除することができる。
複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習二十一単位以上及び臨床実習以外の教育内容四十六単位以上（うち専門分野三十七単位以上及び選択必修分野九単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

二 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

三 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は法第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは看護師等の養成施設において既に履修した科目については、免除することができる。

複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習二単位以上及び臨床実習以外の教育内容七十九単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十単位以上及び専門分野三十五単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表第二の二（第三条関係）		教育内容 専門分野	単位数 備考
必修分野	選択必修分野		
一 基礎作業療法学	作業療法管理学	二	職場管理、作業療法教育及び職業倫理を含む。
二 作業療法評価学	作業療法評価学	五	医用画像の評価を含む。
三 地域作業療法学	作業療法治療学	十九	喀痰等の吸引を含む。
四 臨床実習	臨床実習	二十二	実習時間の三分の二以上は医療提供施設において行うこと。また、診療所において行うこと。 通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習を一単位以上行うこと。
合計六十六	九		専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。
備考			一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法について、「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。 二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は法第十一号の養成施設において既に履修した科目については、免除することができる。 三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習二十単位以上及び臨床実習以外の教育内容四十四単位以上（うち専門分野三十五単位以上及び選択必修分野九単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。